

令和6年度高知県働き方改革普及促進事業（多様な働き方）委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度高知県働き方改革普及促進事業（多様な働き方）委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

少子高齢化の進展による人口減少などにより労働力人口が減少する中、企業が今後も持続的に発展し成長を維持していくためには、多様な人材が活躍できる体制の整備や、労働生産性向上につながる働き方改革に向けた取組を進めていく必要がある。

特に、本県では、中山間地域など高知市以外の地域での人口減少が顕著となっており、女性をはじめとする若年層の県外流出も大きな課題となっている。また、県が実施した調査によると、小規模企業では、人材不足やノウハウ不足により、働き方改革に取り組めていない企業が多くある状況も明らかになっている。

そこで、立地条件、従業員規模などの制約に応じた働き方改革の取組手法やモデル事例の創出、また、場所、組織、時間にとらわれない多様な働き方の取組手法やモデル事例の創出、ならびに事例の横展開を通じて、県内の各地域で人材が活躍できる場を確保し、地域の持続的な発展につなげていくことを目的とする。

4 業務内容

(1) 多様な働き方導入推進セミナーの開催

県内企業の経営者層及び人事・労務担当者を対象として、多様な働き方の推進手法や導入事例、効果などを説明し、理解を促すセミナーを開催する。

ア 回数、開催場所等

令和6年5月から8月までの間に、3時間程度のセミナーを高知市内で、1回以上開催する。

開催場所については、県と協議のうえ決定すること。

なお、オンラインを併用し実施すること。また、セミナーの受付、進行などの運営については県が個別に指定する場合を除いて全て受託者が行い、会場使用料、当日資料の印刷などセミナー実施に係る費用は、受託者が負担すること。

イ 対象者

県内企業の経営者層、人事労務担当者

ウ 募集・決定

募集に当たっては、セミナーの広報用チラシ（A4両面マットコート紙90kg以上）を2,000枚作成して県に納品し、作成した印刷用データを県に提供すること。

定員は100名程度とし、決定に当たっては、県と協議すること。

エ 参加者負担

無料とする。

オ 内容

- (ア) 少なくとも場所や時間、組織別に多様な働き方の事例を盛り込んだ内容とすること。
- (イ) 県内外の先進企業の事例を紹介するなどし、参加者に本業務で実施する(3)の企業コンサルティング伴走支援への参加を促す内容を盛り込むなど、事業の継続性に留意すること。
- (ウ) 法改正など国の施策や本県の労働環境の実態を踏まえた内容とすること。

カ 講師

以下の要件を満たす者を選定すること。

- (ア) 働き方改革に対して、深い知見を有していること。
- (イ) 働き方改革に関するセミナーや研修の講師経験が多数あり、かつ、評価が良好であること。
- (ウ) 実際に企業において働き方改革コンサルティングを実施し、総労働時間の削減や従業員のモチベーション向上等に高い効果を発揮した経験があること。

(2) 小規模企業、中山間地域に所在する企業向け働き方改革推進セミナーの開催

小規模企業（就業規則の作成が努力義務の従業員数10名未満の企業を想定）及び中山間地域に所在する県内企業の経営者層及び人事・労務担当者を対象として、働き方改革の取組手法や導入事例、効果などを説明し、理解を促すセミナーを開催する。

ア 回数、開催場所等

令和6年5月から8月までの間に、2時間程度のセミナーを高知市内で1回以上開催する。

開催場所については、県と協議のうえ決定すること。

なお、オンラインを併用し実施すること。また、セミナーの受付、進行などの運営については県が個別に指定する場合を除いて全て受託者が行い、会場使用料、当日資料の印刷などセミナー実施に係る費用は、受託者が負担すること。

イ 対象者

小規模企業（就業規則の作成が努力義務の従業員数10名未満の企業を想定）及び中山間地域に所在する県内企業の経営者層及び人事・労務担当者

ウ 募集・決定

募集に当たっては、セミナーの広報用チラシ（A4両面マットコート紙90kg以上）を2,000枚作成して県に納品し、作成した印刷用データを県に提供すること。

定員は50名程度とし、決定に当たっては、県と協議すること。

エ 参加者負担

無料とする。

オ 内容

- (ア) 立地条件（中山間地域など人材確保が難しい地域を想定）及び従業員規模（就業規則の作成が努力義務の従業員数10名未満の企業を想定）の制約条件を前提とした内容とすること。
- (イ) 県内外の先進企業の事例を紹介するなどし、参加者に本業務で実施する(3)の企業コンサルティング伴走支援への参加を促す内容を盛り込むなど、事業の継続性に留意すること。

(ウ) 法改正など国の施策や本県の労働環境の実態を踏まえた内容とすること。

カ 講師

以下の要件を満たす者を選定すること。

(ア) 働き方改革に対して、深い知見を有していること。

(イ) 働き方改革に関するセミナーや研修の講師経験が多数あり、かつ、評価が良好であること。

(ウ) 実際に企業において働き方改革コンサルティングを実施し、総労働時間の削減や従業員のモチベーション向上等に高い効果を発揮した経験があること。

(3) 企業コンサルティング伴走支援の実施

多様な働き方導入を進める企業及び小規模企業、中山間地域に所在する企業に働き方改革の専門家が訪問し、当該企業の現状や課題等を整理したうえで、課題解決に向けた伴走型支援を行う。

ア 対象企業、支援企業数

(ア) 多様な働き方導入支援

県内に事業所を有する企業・団体等（法人格を有する者に限る。）で、中小企業又は常時雇用する従業員数が概ね300人以下の企業等 3社程度

(イ) 小規模企業又は中山間地域に所在する企業支援

小規模企業等（就業規則の作成が努力義務の従業員数10名未満の企業を想定）又は高知市以外の地域（特に中山間地域を想定）に所在する企業等 2社程度
の上記の計5社程度とし、決定に当たっては、県と協議すること。

イ 支援企業の募集・決定

募集に当たっては、事業の広報用チラシ2種を（マットコート紙90kg以上）をそれぞれ2,000枚（計4,000枚）作成して県に納品し、作成した印刷用データを県に提供すること。

受託者は、県が提供する企業リスト（500社程度）を利用し、メール等により広報をすること。

ウ 支援期間、訪問回数等

支援期間は、令和6年9月から令和7年2月までとする。うち、訪問回数は1企業当たり3回以上とし、1回当たりの指導時間は2時間以上とする。その他、オンラインによる指導を期間中3回以上行うこと。

なお、訪問の際は、原則県の担当者及び高知県登録働き方改革コンサルタントが同行するものとする。

エ 企業負担

無料とする。

オ 内容

(ア) 経営者に対して、働き方改革に取り組む必要性を十分理解してもらう説明を行うとともに、そのための資料を提供すること。

(イ) 対象企業の働き方の現状を数値で可視化し、コンサルティング実施後の状態と比較できるようにすること。

(ウ) 派遣当日以外にも、派遣期間中は対象企業等において働き方改革の取組を継続するためのノウハウを提供すること。

(エ) 対象企業等の取組を県内企業へ普及させるため、成果報告会等の機会を提案により設けること。報告会の受付、進行などの運営については県が個別に指定する場合を除いて全て受託者が行い、会場使用料、当日資料の印刷など報告会実施に係る費用は、受託者が負担すること。

(オ) 法改正など国の施策や本県の労働環境の現状を踏まえた内容とすること。

(カ) コンサルティング後に事業者自らがP D C Aサイクルを展開できるようなツールを対象事業者ごとに作成すること。

カ 講師

以下の要件を満たす者を選定する。

(ア) 働き方改革に対して、深い知見を有していること。

(イ) 実際に企業へ伴走支援を行い、高い成果を上げた実績があること。

(4) 実績報告書等の提出

令和7年3月31日（月）までに業務の実績等を整理した報告書を作成し県に提出すること。

5 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 著作権の取扱い

成果品のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者である県に帰属するものとする。受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(4) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、県と受託者との協議により定めるものとする。

6 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と受託者が協議のうえ、これを解決するものとする。